

戸籍謄本等郵送申請書

令和 年 月 日

①	請求者	住所	〒		
		氏名 <small>(自署又は記名+押印)</small>	(印)	電話番号	自宅・携帯・その他()
		生年月日	大・昭・平・令	年	月
※日中に連絡がとれる番号					

下記記載の戸籍謄本等の交付を申請します。

②	本籍					
③	筆頭者氏名	生年月日	明・大・昭・平・令	年	月	日
④	必要な方の氏名 <small>誰の記載があるものが必要か</small>	生年月日	明・大・昭・平・令	年	月	日
⑤	④必要な方からみた ①請求者の関係	<input type="checkbox"/> 本人・配偶者 <input type="checkbox"/> 直系血族(<input type="checkbox"/> 子 <input type="checkbox"/> 父母 <input type="checkbox"/> 祖父母 <input type="checkbox"/> 孫) <input type="checkbox"/> その他() <input type="checkbox"/> 代理人 → 委任状(依頼主本人が自署押印したもの)等が必要です。				
⑥	使用目的及び提出先	<input type="checkbox"/> 相続手続 <input type="checkbox"/> 年金手続 <input type="checkbox"/> その他() 詳細・提出先:				
⑦	戸籍謄本等を請求する際、証明を必要とする期間や記載内容を指定する場合は誰のどのようなものが何通必要か具体的に記入をお願いします	(氏名:)の出生から死亡までのもの(各 通) (氏名:)の婚姻から死亡までのもの(各 通) (氏名:)の(歳)から死亡までのもの(各 通) (氏名:)の婚姻・死亡・その他()の記載のあるもの(各 通) (氏名:)と(氏名:)の関係がわかるもの 附票:(住所:)から(住所:)までの住所の履歴がわかるもの(各 通)				

⑦を記入した場合は、⑧を省略できます。

	必要な証明	謄本 (全部事項証明)	抄本 (一部事項証明)	手数料
⑧	戸籍	通	通	1通 450円
	除籍	通	通	1通 750円
	改製原戸籍	通	通	1通 750円
	戸籍の附票	通	通	1通 300円 ※市町村によって異なります
	身分証明書	通	通	1通 400円 ※市町村によって異なります
		通	通	

封筒に入れるもの (ご確認をお願いします)	<input type="checkbox"/> 郵送申請書(本紙)
	<input type="checkbox"/> 手数料 定額小為替(購入時のまま何も記入せずお使いいただけます)→郵便局で購入 ※切手、印紙では受付できません。
	<input type="checkbox"/> 返信用封筒 ①に記入の住所・氏名を記入し、切手を貼って同封
	<input type="checkbox"/> 請求者の身分証明書 運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード等の現住所がわかるコピーを同封 注)申請書及び返信用封筒に記載された住所と身分証明書に記載された住所が異なる場合は、戸籍謄本等は交付できません。 (例:運転免許証の裏面で住所変更している場合→裏面の写しも同封)
◎ 上記のほか、委任状や親族関係がわかる戸籍等が必要な場合があります。	

戸籍謄本を取得できる範囲について

戸籍謄本は原則非公開であり、取得できる範囲は法律で決められているため、基本的に請求者であるご本人が記載されているものについては、取得することができます。

また、ご本人の記載がないものにつきましては、下記の親族の記載がある戸籍謄本に限り取得することができます。

- ① 直系尊属（※1）または直系卑属（※2）でかつ血族（※3）であるもの
- ② 配偶者（※4）

※1：父母・祖父母など自分より上の世代で、直接の祖先の系列に当たる人

※2：子・孫など自分より下の世代で、直接の子孫の系列に当たる人

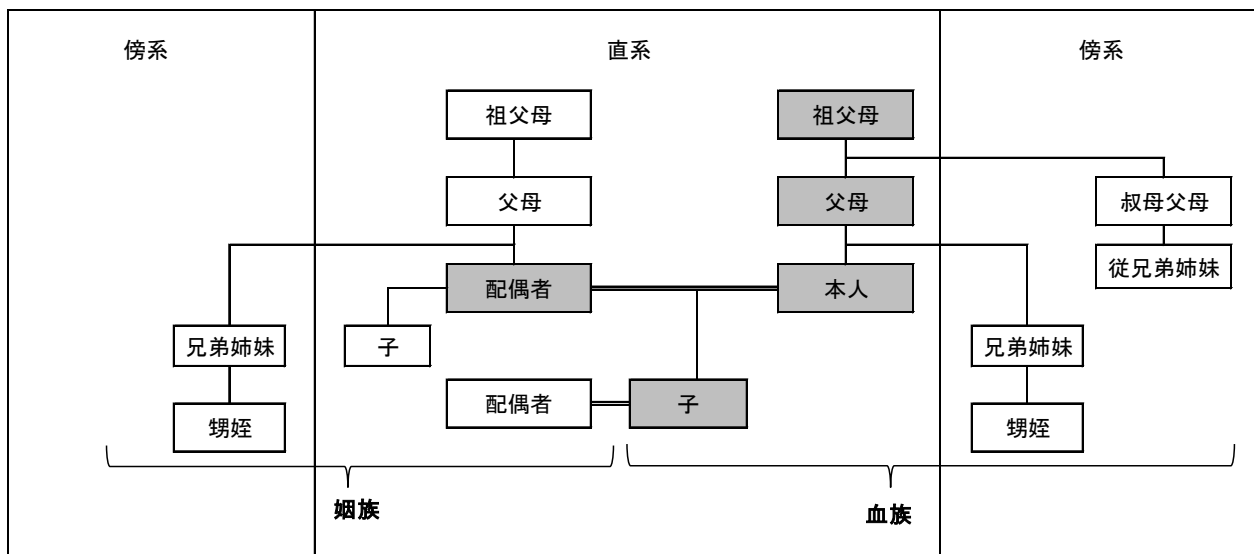
※3：血のつながりのある人

（養子縁組をしている場合は、実の親子と同等の取り扱いになります）

※4：戸籍請求時点で、戸籍上の婚姻関係にある人（内縁関係は含みません）

①または②の親族との続柄が、請求先の市区町村で確認できない場合は、確認できる資料（戸籍など）のご提示をお願いすることがありますので、事前にご用意ください。

上記の戸籍を取得することができるものに該当しない第三者が戸籍を請求する場合は、請求できるものからの委任状が必要になります。



本人を中心としてみたとき、網掛け部分の親族の記載がない戸籍謄本は委任状が必要になります。

また、戸籍の使用目的や提出先によっては、①及び②以外の第三者が特例的に取得することができる場合がありますので、その場合は請求先にお問い合わせください。